

西区役所だより広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西区役所だより「にし」(以下「西区だより」という。)の広告掲載に関し、新潟市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)及び新潟市広告掲載基準(以下「基準」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告枠 広告を掲載するため西区だよりに設けられたスペースをいう。
- (2) 広告掲載 西区だよりに民間企業等の広告を有料で掲載することをいう。
- (3) 広告主 広告枠へ広告を掲載する者をいう。
- (4) 広告代理店 広告主を募集し広告原稿制作を行うことができる事業者をいう。

(広告主の要件)

第3条 広告主は、西区役所管内の事業者とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、基準第4条第1号に掲げる業種に属する事業を営む事業者であつても、旅館業又は飲食店業に属する事業を主たる事業として営む事業者で相当と認めるものについては、これを広告主とすることができる。

(広告枠の位置及び規格等)

第4条 広告枠の位置は、全3面のうち市長が指定する位置とする。また広告枠の規格は、別表1のとおりとする。

- 2 広告には市が作成する枠が付き、広告枠内には「広告」の文字を表示する。
- 3 市ホームページに掲載する西区だよりには広告を掲載しない。

(広告掲載の方法等)

第5条 広告掲載は、市長が広告主又は広告代理店(以下「広告主等」という。)に広告枠を売却することにより行う。

- 2 広告掲載料は、別表2に定める額とする。ただし、広告代理店に広告枠を売却し広告掲載を行う場合(以下「代理店方式」という。)は、入札等の方法により額及び事業者を決定する。
- 3 一広告主が掲載できる広告枠は、各号1枠とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(広告掲載に係る契約)

第6条 代理店方式に伴う広告代理店との広告掲載に係る契約は、新潟市契約規則(昭和41年新潟市規則第20号)に基づき行うものとする。

(広告主等の募集及び申し込み)

第7条 広告主等の募集は、ホームページ等の広告媒体その他の方法で行うものとする。

- 2 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(別記様式第1号)に広告案として広告内容が判読できるデザイン等の資料を添えて、指定する期限内に市長へ提出するものとする。
- 3 代理店方式の実施に伴う広告主からの申込方法等は、別に定める。

(広告掲載の決定)

第8条 広告掲載の決定は、申し込みの先着順により決定する。ただし、代理店方式により掲載する場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載(不掲載)決定通知書(別記様式第2号)により広告主等へ通知するものとする。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主等は、指定する期日までに西区役所の西区だより担当課(以下「西区」という。)に広告原稿を提出しなければならない。なお、提出する広告原稿の規格及び形式等は、別に定める。

- 2 西区は、提出された広告原稿を審査し、広告内容が要綱及び基準を満たしていないとき、又は広告内容が不相当と認められる場合は、広告主等に対し広告内容の補正等を指示するものとする。
- 3 前項の指示があったときは、広告主等は広告内容の補正を行い、西区が指定する期日までに補正した広告原稿を提出しなければならない。
- 4 広告の作成に係る費用は、広告主等が負うものとする。

(広告掲載料の納期限)

第10条 広告掲載料の納期限は、市長が指定する日とし、納入通知書発行日から30日以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市は、第8条第1項の規定により広告掲載を決定した場合においても、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに第9条第1項又は第3項による広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 広告主等並びに広告の内容が各種法令等に違反し、若しくはその恐れがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適当でないとするとき。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主等の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、市長は既納の広告掲載料を全部又は一部返還することができる。

(広告主の責務)

第13条 広告主の責務は次の各号のとおりとする。なお、広告代理店にあっては広告を掲載する広告主との間で次の各号に定めることについて取り決めなければならない。

- (1) 広告内容その他広告掲載に関すること(以下「広告内容等」という。)の一切の責任は広告主が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- (3) 広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとし市は責任及び負担を負わないものとする。
- (4) 第8条第2項の規定により決定を受けた西区だよりへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(裁判管轄)

第14条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、新潟市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月26日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

枠の規格

枠の種類	規格 (広告枠の大きさ)
1 型	天地 約 3 9 m m × 左右 約 1 2 2 m m
2 型	天地 約 8 3 m m × 左右 約 5 8 m m
3 型 (1 型の縦約 2 倍)	天地 約 8 3 m m × 左右 約 1 2 2 m m
4 型 (1 型の縦約 2 倍, 横約 2 倍)	天地 約 8 3 m m × 左右 約 2 4 9 m m
5 型 (1 型の横約 1 / 2)	天地 約 3 9 m m × 左右 約 5 8 m m

別表 2 (第 5 条関係)

1 枠あたりの額

枠の種類	広告掲載料 (1 回あたり)
1 型	2 0 , 0 0 0 円
2 型	2 0 , 0 0 0 円
3 型	4 0 , 0 0 0 円
4 型	8 0 , 0 0 0 円
5 型	1 5 , 0 0 0 円

西区役所だより広告掲載申込書

（宛先）新潟市長

住所（所在地）
法人名（名称）
代表者職氏名
連絡先（TEL）
（FAX）
（Eメール）

西区役所だより広告掲載取扱要領第7条第2項の規定のに基づき、次のとおり申し込みします。

1. 希望する発行月
2. 希望する号
3. 希望する枠の規格
3. 業種
4. 広告の内容
5. その他
 - （1）申し込みにあたっては、新潟市広告掲載要領、新潟市広告掲載基準及び西区役所だより広告掲載取扱要領に定める事項を承諾し、遵守します。
 - （2）連絡先や広告掲載料払込通知書の送付先は、下記のとおり
[上記、依頼者と異なる場合に記載]

住所（所在地）
担当者氏名
連絡先（TEL）
（FAX）
（Eメール）

別記様式第2号（第8条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

西区役所だより広告掲載（不掲載）決定通知書

申し込みのあった広告掲載について、西区役所だより広告掲載取扱要領第8条第2項の規定の基づき、下記のとおり掲載（不掲載）することを決定しましたので通知します。

記

1. 広告内容

2. 掲載（不掲載）理由

3. 掲載媒体（掲載号）

4. 広告掲載料

5. 納入期限日

6. その他

（1）広告原稿は、 年 月 日までに提出すること